結納の歴史社会学的研究

竹 下 修 子

はじめに

婚礼は、「結納の儀」「結婚の儀」「披露の儀」 の3つの儀から成っている。このうち最初に行われる「結納」は婚約の社会的承認という重要な意味をもつ日本の伝統的慣習である。ところが、近年、婚姻件数の減少に加え、人々の価値観やライフスタイルの多様化にともなって結納を行う人が減少している。結納がもつ社会的・文化的機能をこのまま風化させてよいのだろうか。

結納についての理解を深め、未来につなぐためには、その歴史をたどる必要があるとの判断から、本稿で結納の歴史的変遷を社会学の視点から考察する。結納に関する学術研究の代表的なものとして、太田(1985)と江馬(1971,1976)をあげることができる。法学者の太田は、結納の法的性質や結納をめぐる法律上の諸問題を中心に分析するとともに、地域社会における結納の慣行についても論じている。また、江馬は風俗史の視点から婚礼の歴史について研究し、そのなかで結納の考察も行っている。しかしながら、結納の歴史に焦点をあて、それを体系的に考察した学術研究は管見の限り存在しない。

本研究では、社会の変化にともなって結納がどのように変容してきたのかについて考察し、結納の本来的意義を検討する。本稿が、結納という日本の伝統文化を次世代に伝える一助となれば幸いである。

1. 結納の語源

結納の語源については諸説あるが、室町時代の 武家の結納について説明している「伊勢家婚礼方 式」には、「たのみの事いひ入れとも云うなり」 (有住 1896) と書かれており、「たのみ」が用い られている。江戸時代中期の故実家である伊勢貞 丈が著した『貞丈雑記』¹⁾(伊勢 1843: 13) でも. 結納のことを元来は「いひいれ」または「たの み」と言ったと記されている。その家のお嬢さん を妻として申し受けたいと「言い入る」ことか ら、「いひいれ」と言われるようになった。「い」 を「ゆ」と発音することがあることから、「ゆひ いれ」とも言い、「結納」と書いた。これが江戸 時代中期に「いひなふ」または「ゆひなふ」と読 まれるようになると、伊勢は「今日のように、 (〈納〉を〈なふ〉と音読して)『いひなふ』とい うのは誤りである」。また、「『ゆひなふ』という 言葉も昔はなかった」と述べている。一方、「た のみ」と言うのは、「舅とたのみ、妻とたのみ、 智とたのみ、夫とたのむ祝儀だからである。たの みは聟から舅へ祝儀物を送り、舅からも聟へ祝儀 物を送り、両方より取り交わして互いにたのむ儀 であった」(伊勢 1843: 13)。時代は下って戦前 に庶民の間で行われたユヒナフについて柳田は 「常民婚姻史料」のなかで、「私の推測では」と前 置きしたうえで、「本来はユイノモノ、即ち家と 家が新しく婚姻関係を結ぶために, 共同飲食する 酒と肴とを意味する語」であったと述べている (柳田 1933: 449)。

その後、さまざまな説が融合して今日に受け継がれ、結納とは、「両家の家族が新しい絆で〈結〉ばれたことを祝い、婿側の感謝の心を形にしたものを〈納〉める」と解釈されるようになる(大垣さし源 2016)。つまり、結納を行うということの本質は、「感謝の気持ち」を大切にすることなの

である(白木屋 2016)。

2. 結納の歴史的変遷

(1) 結納のはじまり

一般に結納の起源だと言われているのは、『日本書記』にある「納采」であり、仁徳天皇31 (343)年に皇太子 (のちの履仲天皇)が羽田矢代宿禰の娘、黒媛を妃にしたときに、納采を贈ったという(神宮司庁 1896: 964)。また、本居宣長が『古事記伝』のなかで、「上代には、夫婦の結びをなすに、必ず女の親の方より、聟に琴を与へて、それを末永く夫婦のなかの契とせしことにぞありけむ」(神宮司庁 1896: 964)と述べており、これが結納の最初であるという説もある(江馬 1976: 229)。

奈良時代には律令に「娉財(結納)」が登場する。養老律令の戸令(民法)の「結婚条」に「定婚(婚約)と成婚(婚姻)を女家が解消できる事由についての規定」²⁾があり、そのなかで、嫁方が「娉財(結納)」を受けた後で、勝手に婚約を破棄したら、鞭打ち50回に処せられたと記されている(井上、関ほか1993:563)。当時の定婚について、「男家より女家に娉財を贈り、女家にて之を受取ることによりて成立」したという立場をとる研究がある一方で(牧1948:86)、奈良・平安時代において定婚が現実に社会的な行為として行われていたかどうかは疑わしいという立場をとる研究もある(井上、関ほか1993:563)。

(2) 室町時代

武家婚礼式の基礎が確立したのは室町時代である。足利義満期に武家儀礼に関する故実の成立をみ、それが足利義持・義教期に広範な展開をみせるようになる。これを受けて、足利義政の代になってから伊勢流故実が確立した。その最大の要因は、幕府機構の弛緩であった。つまり、幕府機構が弛緩し、依るべき規範がさほどの意味をもたなくなったため、政所頭人伊勢氏が先例の記録確認を行い、それが伊勢流故実の確立をもたらした(川嶋 2008: 14-15)。これは、伊勢貞親・貞宗のころであり、特に貞宗によって、武家殿中における諸儀礼から起居振舞にわたる礼式・弓馬故実に

至るまで体系づけられた (樋口 1993: 225)。今日の礼法は、伊勢家が創作したものなのである (江馬 1971: 224)。

伊勢家は室内の礼式を主とする「内向」、小笠原家は弓馬の礼法を主とする「外向」といわれているが、伊勢貞親や貞宗には多数の弓馬故実の著述がある。貞宗の子の貞陸に至って、「嫁入記」「よめむかへの事」など内向の作法関係書が多くなっているのである。小笠原家は、室町時代中頃に伝書ともども伊勢家から礼法を学び、そこに京都の風習を取り入れて小笠原流とした。しかし、伊勢家とは異なり、小笠原家には作法書は伝わらなかった。室町時代末期に小笠原長時が、小笠原流の作法を集成したものの、それらが体系的に整備されるのは江戸時代に入ってから(1678年)である(樋口 1993: 224-226)。

「伊勢家婚礼法式」(有住 1896) によれば、室 町時代の武家の結納は、家老が使者となり行われ た。「聟から嫁の両親」への贈り物は、①板の物 (織物を平たくたたみ、芯にうす板を入れてたた んだ物),②織物(金襴緞子など),③引合(陸奥 国産の薄黒い紙)、④折(饅頭、餅、橘焼3)、魚、 鳥などを入れた折),⑤樽(柳の木で作った角樽), 「聟から嫁」への贈り物は、①板の物、②織物、 ③引合, ④樽, ⑤肴,「聟の両親から嫁の両親」 への贈り物は、①折、②樽、③肴、④目録、⑤板 の物であった。このほか、聟の両親から嫁への贈 り物や、聟から嫁の家の侍女に土産物を贈ったり した。舅から聟へも祝儀物が贈られたが、嫁から **智への返礼はなかったとされている。分限に見合** った品物や量を贈るようにと随所に記されてい る。目録に使用する和紙の種類は、将軍家、大名 家, その他で異なっており, 将軍家はもっとも上 質で厚手の和紙を使用した。目録には、まず、小 袖、帯、板の物、織物を書き、次に、魚や鳥、続 いて、柳樽何荷と記した。娘の親から、使者や結 納を運んできた人たちに酒を出し、引出物を贈っ た。しかし、決まりがあったわけではないので、 ふるまう側の気持ち次第であった。

(3) 武田家と小笠原家の結納

小池貞成が, 小笠原長時 (1514-1583年)・貞

慶(1545-1595年)親子から伝えられたとして、 元和9 (1623) 年にまとめた「嫁入之次第」(島 田, 樋口 1993) には、小笠原治部大輔宗長の娘 が16歳になったときに、武田甲斐守との縁組で 取り交わされた結納について詳しく書かれてい る。この縁組については、「宗長息女婚礼記録」 (神宮司庁 1896: 966-967) にも書かれているが、 そこでは、小笠原宗長の娘が武田晴信(信玄)に 嫁したときの結納だと記されている。この文献を 参考にした江馬(1971: 93-94)は、小笠原流礼 道の本家と当時の豪族武田信玄との縁組であった ので、大変豪華なものであったと述べているが、 武田信玄の妻が小笠原家の娘であったという史実 はない。さらに、小笠原宗長が1330年に他界し ている一方で、武田信玄が1521年生まれである ことから、時代が合わない。

そこで,「小笠原系図別本」(松尾 1974: 109) を見ると、小笠原宗長の娘は武田氏信(信成)に 嫁いだと書かれている。婚礼は、娘が16歳の時 のことなので、1272年生まれの宗長が16歳のと きの子だとすると、結納は1304年に行われたこ とになり (続群書類従完成会 1976: 250), 宗長 が30歳のときの子だとすると、結納は1318年に 行われたことになる。宗長の生年が正しく記録さ れているとすると、14世紀のはじめごろ(鎌倉 時代後期) に結納が行われたと推測され⁴⁾. 武家 の結納としては極めて早い時期だったことにな る。また、前述の通り、小笠原流の作法は、室町 時代末期に小笠原長時によって集成されたことか ら,「婚礼之次第」も小笠原長時の時期に成立し たとする説もある(樋口 1993: 259)。つまり、小 笠原宗長の時代から2世紀を経て、小笠原長時に よって後づけで伝えられたか、あるいは家の記録 として留められ、そこからさらに1世紀を経て、 小池貞成を介して公になったと考えられる。

では、武田家と小笠原家の間で取り交わされたとされる結納とはどのようなものであったのか。「嫁入之次第」(島田、樋口 1993) によれば、武田家から、小笠原宗長に、①太刀一腰、②馬一疋、③小袖五重、④五種五荷(肴五種5)と樽酒五荷)を、娘の母親に、①巻物(反物)十疋、②仕

立の小袖五重, ③五種五荷を, 娘本人には, ①織物三重, ②三種三荷物を贈った。宗長は結納の使者と介添人らをもてなし, さらに, 宗長と妻から, それぞれ引出物を贈った。その後, 小笠原宗光(宗長の弟) らが使者と介添人らをもてなし, 酒を酌み交わして, 親しく語り合った。武田家からの結納を受けた小笠原家の宗長から武田甲斐守へは, ①太刀一腰, ②馬一疋, ③小袖五重, ④五種五荷を, 娘の母親からは, ①小袖三重, ②からあや(織物)十疋, ③三種三荷を贈った。このときにも, 武田彦七郎らが使者と介添人らをもてなし, 酒を酌み交わして, お互いの様子を語り合った。そして, 吉日を選んで, 結婚式の日取りが決められた。

(4) 江戸時代

江戸時代の小笠原家の礼法は、将軍家のみに適用されるものであった。それにもかかわらず、諸礼法が階層を超えて広範囲に浸透し、それとともに小笠原流が礼法を代表するものとなっていった。江戸で小笠原流を名乗って諸礼を指南し、小笠原礼法を普及したのは小笠原家以外の礼法家であり、小笠原家にない礼法をつくり出したと言われている(樋口 1993: 217-218)。そのひとりである水島之成は、小笠原貞慶の家臣の孫弟子である。彼は、大名の婚礼を十とすれば、小身の人は十のうち五を用いるのを簡法と言うとし、従来の故実を踏まえつつも、その需要層の拡大と変容の要請に応えたのだった(樋口 1993: 222)。

江戸時代中期の武家の結納について書かれている「婚礼三冊之書」(有住 1896)では、「たのみ」に代わって「結納」という名称を用いている。江戸時代の武家の結納においても、その使者は家老であった。この時代になると、結納品を包んで、それを水引で飾るようになり、「熨斗包みがなければ祝儀物にはみえない」と言われるようになった。

結納品は七品,五品,三品に大別されるが,品数や量は,婿の分限によってさまざまであった。七品は,小袖,带,袴,昆布,鯛,鯣,樽,五品は,小袖,袴,鯣,鯛,樽,三品は,带,鯣,樽である。これらのうち,小袖,带,袴を金子にし

図1 江戸時代の武家の結納品 出典:有住齋,1896,『類聚婚礼式』東陽堂

図 2 江戸時代後期の武家の結納式 出典:堀田連山、1814、『絵本婚礼道しるべ』(九州大学総合研究博物館収蔵)

て贈ることもあった。嫁の両親には、末廣(扇子)、袴地、絹地、真綿などを、男性親族へは扇子、女性親族へは帖紙や綿麻などを贈った(有住 1896)。また、江戸時代中期の結納は、聟から舅へ贈るだけで、舅から聟に返礼をしなくなっている。伊勢によれば、これが慣例になっていたという(伊勢 1843:13)。当時の結納を図1に示す。図の右上から、水引がかけられた帯、末廣(扇子)、貨幣、角樽など、左側には昆布、鯛、鯣などが結納品として描かれている。

同じく、江戸時代中期の結納について記録している『婚姻世継草 上』(岸 1768)では、「納弊」という名称を用いている。納幣を贈るさいに、親族と媒酌人を招いて、吸物と酒でもてなすと書かれている。このころになると、結納に関する文献に媒酌人(仲人)がよく登場するようになる。嫁の家では、家を代表する年輩の者が使者に応対し、まず、口祝として熨斗昆布を出し、次に、盃、雑煮(餅二つ、大根、芋、焼豆腐、昆布など)や吸物などを出した。(結納品の入った)長

持ちを運んできた人たちも同様にもてなした。結納の品としては、以下の物をあげている。①紅白(紅は緋縮緬または紅羽二重で一疋、白は白綸子または白羽二重で一疋)二疋、②摘綿(真綿を百目)二包、③帯一筋。いずれも奉書紙を二枚重ねて包み、水引をかけると書いてある。これら三品のほかに、④鯣三把、⑤昆布三把、⑥塩鯛二尾、⑦酒(五升入耳付樽または壱斗入耳無樽)二樽の合計七品を結納としている。当時は、結納として贈る品は定まっていなかったが、七、五、三のように奇数の品数を贈ることは定着していたようである。

九州大学総合研究博物館収蔵の『絵本婚礼道しるべ』に文化10 (1814) 年堀田連山作「江戸時代後期の武家の結納式」(図2) が掲載されている。奉書紙で包み、水引をかけた結納の品々、鯛、樽酒が並んでいるのが確認できる。

江戸時代後期には武家だけでなく、裕福な商家でも結納が行われるようになるが、一般に庶民の婚儀は質素なものであり、同居がはじまるだけというケースも少なくなかった⁶⁾。しかし、江戸時代末期になると、農家で結納を行った事例が出てくる。亀山市歴史博物館収蔵の結納目録控(写真

写真 1 江戸時代末期の結納目録控 (亀山市歴史博物館収蔵)

1) によれば、安政 5 (1858) 年に庄屋ではない 農家で結納を行っており、目録には、①御帯地、 ②扇子 壱節、③寿留女 壱折、④おさかな 壱折、 ⑤家内喜多留 壱荷と記されている。鯣を「寿留 女」、柳樽を「家内喜多留」と書くようになるの は江戸時代末期からである。

また,江戸東京博物館収蔵の,慶応3 (1867) 年落合芳幾作「男女一代婚礼寿語六」(図3)では,子どもの手習いを振り出しとして,元服,家督相続,見合い,結納へと進んで行く。上りは三三九度と子どもの七五三である。寿語六(双六) に描かれた武家の男女の一生から、結納が武家の 通過儀礼として認知されていたことがわかる。

(5) 明治時代

明治時代,日本における本格的な社会調査の先駆けとなった『全国民事慣例類集』には、「凡そ媒介人周旋の上契約定れば結納と称し家の貧富に従い品物を婦家へ贈り、婦家に於て祝宴を開き媒酌人並に親族を饗宴し、新婦涅歯の式を行う。此手続きを為せし上は、既に夫婦の契約成る者とし、大なる事故あるに非るよりは決して変約せざる事一般の通例なり」(司法省 1880: 62) と書かれている。『全国民事慣例類集』は、明治9~13年にかけて司法省が実施した大規模調査であり、全国各地の民事慣例を知る上での貴重な史料である。

また、我が国最大の百科史料全書『古事類苑』にも「結納之事」の項があり、「結納は媒往返して契約相ととのひ、婿のかたより憑を遣すをいふ。此義ととのひて後は、いか成事ありとも違変あるまじきとの義なり。さるによって結納の字義爰に叶へり。此祝儀を婿の方より遣すには、上中下の品、其分限にしたがひてしなじなあるべし」(神宮司庁 1896: 955) と書かれている。

以上、『全国民事慣例類集』と『古事類苑』からわかることは、次の3点である。第一に、結納が婚約の証であり、結納を行ってからは、これをたがえることがあってはならないという通例が存在していたこと。第二に、明治時代に結納は、庶民の間でも行われるようになったこと。第三に、家の社会的地位や経済力に対応するかたちで、結納品が贈られていたことである。ただし、多くの庶民は、結納品を贈るのではなく、新たな親戚関係を築くにあたり、互いに食事を共にすることによって婚約の成立としていた(愛知県史編さん委員会 2005: 564)。特に、農村や漁村において、結納品を贈るようになるのは、戦後になってからである所が多い(上村 2008: 755)。

(6) 大正から昭和初期

武家の結納のしきたりが、江戸時代後期に裕福 な商家などに取り入れられ、やがて農村・漁村に 伝わって、それぞれの土地の風習と交わり、独自 の婚約のかたちを生み出していった。婿方から嫁 方に持参した酒を両家で酌み交わして婚約の成立とする「樽入れ」もそのひとつである。地域ごとにさまざまな名称がつけられ、各地方の特徴があらわれるようになる⁷⁾。結納の階層差に地域差が加わっていった。

一方,都市部では、東京麻布で結納品店を営む 永島藤三郎⁸⁾が、大正7 (1918)年に『結婚式概 要』を著し、そのなかで、江戸時代の武家の方式 を踏襲した正式な結納の納め方とともに、簡略化 する場合についても説明している。どの程度の結 納にするかなど両家の意向を聞いて調整するのは 仲人であった(永島 1918)。

(7) 戦後

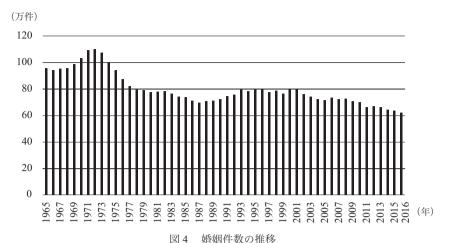
1946年に公布された日本国憲法第24条に基づいた結婚の自由、夫婦同権、個人の尊厳と男女平等は、1947年の改正民法として具現化された。これにより、家制度は廃止され、本人同士の意思のみによる結婚が可能になったのである。その結果、恋愛結婚が増加の一途をたどるようになる。

民法が改正されたものの、明治民法と同様、婚約や結納に関する規定はなかった。しかし、結納は「婚約の成立もしくはその確証」(高梨 1957:67)であり、そこには「無形の婚約を結納という形式をふむことで世間に発表する意義」(野口1968:30)があった。

戦後になると、結納はさらなる広がりをみせ、 結納として贈られる品にも変化がみられる。戦前 には小袖を婿方から贈っていたが、戦後しばらく して、小袖の代わりに結納金(小袖料)を贈るよ うになっていった。名古屋の結納品は、基本的に は、熨斗、小袖料、寿留女、友白髪、子生婦、清 酒料、寿栄広の七品であった。婿方にとって結納 ぐらいはできる経済力があることを嫁方にかたち で示すことに意味があったと言われている⁹⁾。

(8) 高度経済成長期

1960年代,高度経済成長期のなかで、中流意識は人々の間に広がり、1970年代までに国民意識としての一億総中流社会が構築された。当時は、男女とも適齢期に結婚する皆婚社会であり、結婚したら子どもが2~3人いる家族を形成していた。すべての男女が画一的なライフコースを歩



資料:厚生労働省『人口動態統計 上巻』各年

写真 2 名古屋の結納

み,画一的な家族をつくる「再生産平等主義」社会 (落合 2010: 76) であった。結納も、婚約の証として誰もが他者と同じように行うものであると考えられるようになり、従来、結納の代わりに「樽入れ」を行っていた三重県志摩地方などでも、結納を行うようになった。

図4が示すように、戦後のベビーブーム世代が 結婚した70年代前半には年間100万組を超えるカ ップルが結婚し、地域差はあるものの、彼らのほ とんどが結納を行ったのである。結納産業の黄金 期であった。

この時代に、婚約指輪を贈る慣習が定着した。婚約指輪を結納品のひとつとして贈るようになったのは1960年代からであるが、当時はダイヤモンドではなく、真珠や誕生石の指輪を贈ってい

写真3 三重県の結納

た。1970年代ダイヤモンドを扱う宝石商のコマーシャルがきっかけで、ダイヤの婚約指輪が人々に浸透していった。名古屋では、写真2のように、結納品に宝船・鯛・柳樽などの呉服細工、および九谷焼や木彫りの高砂人形がつけられ、ご先祖様、お父様、お母様、兄弟姉妹にも土産を持参した。ご先祖様にはお線香、お父様には末広、お母様には真綿を、その他家族の男性にはベルトや財布など、女性にはハンドバッグや財布などを贈るのが一般的だった。高度経済成長期に結納が派手になっていったのである。東海地方の結納店の店主たちは、当時を振り返って、「おもしろいぐらいよく売れた」「なんでこんなに売れるのだろうと思った」10)と口々に語るほど、豪華な結納品が売れた時代だった。

結納のさいに、両家の親戚が揃って宴を開く事例が、愛知県一宮市、尾西市、稲沢市など北部の地域でみられ、これを「新客」または「イチゲン」と読んだ(服部 2001: 215-216)。また、三重県津市の農村部や亀山市など各地で、嫁方が納められた結納を床の間に飾って親戚などに披露する「結納開き」または「結納披露」を行っていたいう事例が愛知県安城市などにある(安城市史編集委員会 2003: 408)。

また、三重県では写真3のように、結納の付属品として迎え傘、迎え下駄、迎え草履を贈る慣習があった¹²⁾。これは、嫁入りの日に、雨が降ったら、この傘をさして、この下駄を履いて、天気がよければこの草履を履いて来てください、つまり、雨が降っても晴れても、どんな天気でも嫁に来てくださいという意味が込められていた。迎え傘として贈ったのは、蛇の目傘¹³⁾、日傘、折り畳みの雨傘、長傘であり、迎え下駄、迎え草履に靴をつけることもあった。

(9) 平成---婚約の形の多様化

図4「婚姻件数の推移」をみると、1980年代の減少が顕著である。戦後のベビーブーム世代が結婚した1970年代前半には、婚姻件数は年間100万組を超えていたが、その後、減少し続け、1987年には70万件を割り込んだ。また、見合い結婚の割合が減少する一方で、恋愛結婚の割合が増え続け、1980年代には恋愛結婚が7割を超え、1990年代になると、仲人を介した見合い結婚が約1割、恋愛結婚が8割を超えた(国立社会保障・人口問題研究所2010)。ブライダル総研が実施した調査によれば、仲人を立てたケースは1994年に63.9%だったが、2004年以降1%前後を推移し、2010年は0.8%まで減少した。仲人を立てる慣習はほぼ消滅したといえよう(ブライダル総研2011)。

見合い結婚において仲人(媒酌人)は、縁談から結納、結婚式当日まで、新郎・新婦両家の間を取りもつ役割をし、結納においては使者を務めていた。見合い結婚が少なくなっても、1990年代までは仲人を会社の上司に頼むなど、仲人を立て

る慣習は根強く残っていた。仲人を立てなかった理由として最も多いのは、「特に必要を感じなかった」で87.7%、これに「形式にこだわりたくなかった」(17.4%)、「いろいろと面倒」(15.7%)が続いている。「形式」や「面倒」として意識する以上に、仲人の必要性を感じなくなってきているといえる(ブライダル総研 2011)。

仲人を立てないケースの増加とともに結納を簡略化するケースも増加した。ビックブライダルが実施した調査によれば、結納を行った割合は1990年に全国で83.6%であったが、1999年には39.3%にまで減少している。一方で、両家の顔合わせの食事会は、1999年に48.3%となり、結納を行った割合をはじめて上回った(下開 2001: 7)。東海地方では、1999年に結納を行った割合が41.9%であるのに対し、両家の顔合わせの食事会を行った割合は41.5%と拮抗している(主婦の友社 2001: 78)。このころから、結納のレンタルが見られるようになる。三重県では、無料で結納を貸出し、迎え傘、迎え下駄、迎え草履など結納の付属品で利益を得る結納店もあった。

バブル経済が崩壊した1990年代に、人々の価値観の多様化、ライフスタイルの多様化とともに、婚約の形も多様化した。これに加えて、長引く日本経済の低迷により、結納の簡略化が顕著になったといえよう。

(10) 結納の全国画一化

2000年代以降は、さまざまな婚約の形として、両家顔合わせの食事会、指輪や記念品の交換、婚約パーティなどを紹介するマナー本が登場する(主婦の友社 2001)。「婚約のスタイル:両親と相談しながら、自分たちに合ったスタイルを選んで」(大輪 2012: 22) や「婚約スタイルいろいろ」(岩下 2012: 65) という項目を設けるなど、婚約の形の多様化を社会が認知するようになったことがうかがえる。それに加えて、婚約件数すなわち婚姻件数それ自体が減少している。図4が示すように、1987年に70万件を割り込んだ婚姻件数であるが、その後、第二次ベビーブーム世代が結婚をした2000年代前半までは、70万件台まで持ち直していた。しかし、少子化と未婚化・非婚化に

より、2011年からは再び60万件台になり、2016年には62万531件にまで減少している。

東海地方において、1970年代に結納飾りは7品が主流だったが、2000年頃から結納を行わないケースや、行う場合でも、インターネットの通販で結納を購入するケースが増え、結納の簡略化とともに、その地域差がなくなり、全国的画一化が進んでいる。また、ご先祖様だけでなく両親や兄弟姉妹への土産をつけることもほとんどなくなっている。結納を取り交わす代わりに、両家で食事会を行うケースが近年では多くなっている。

このような状況のなか、全日空の機内誌『翼の王国』2017年7月号のロレックスの広告に、「結納返し」というタイトルのエッセイが掲載されていた(全日空 2017: 146)。ロレックス銀座並木通り本店に問い合わせたところ、実際に結納返しとしてロレックスを贈るケースが根強くあるので、水引飾りのサービスをしているという。ここではまず、婿方から嫁方に結納を納めることが前提にある。結納返しとして、かつて母親が父親に贈った時計と同じモデルを娘の結納返しとして贈るという、かたちは変わっても、結納は受け継がれていくものであるというメッセージが込められていた。

3. まとめ

結納は、4世紀半ばの天皇家の「納采」にはじまった。室町時代になると、武家の間でも結納が行われるようになり、「たのみ」または「いひいれ」という名称が用いられた。「結納」と書いて「ゆひのう」と読むようになったのは江戸時代中期からである。婚約のかたちは、時代や階層・身分によって異なる。庶民のなかでも裕福な階層で結納は、江戸時代末期から明治時代にはじまったが、それ以外の庶民の間では、新たな親戚関係を築くにあたり、飲食を共にすることで結納に代えていた。しかし、昭和に入ったころから、裕福な階層に限らず結納品を贈るようになり、戦後に広く一般に浸透した。そして、高度経済成長期頃から結納が派手に行われるようになったのである。

ところが、1990年代頃からは、結納品を贈る

代わりに、両家の顔合わせの食事会を行うケースが増加している。婚約のかたちは時代、地域、階層による違いはあるものの、柳田のいう「家と家が新しく婚姻関係を結ぶために共同飲食する酒と肴を意味する」ユイノモノは(柳田 1933: 449)、両家の食事会が多くなった今日にも通じる概念であるといえよう。

日本の民法に結納や婚約に関する規定はないが、結納の儀式を行うことは、婚約が社会的に承認されたという大きな意義をもつ。結納を交わすことは堅苦しくて、面倒そうだと言って敬遠する若い世代が増えているが、時が流れ、社会が変化しても、結納は両家を結ぶ最初の儀礼として、かたちを変えながら受け継がれて行くであろう。

結納には、贈る側と受取る側のさまざまな思いが込められており、それがそれぞれの土地の風習と融合して、その土地の文化となっている。地域によって結納の慣習が異なるため、結納の研究を行ううえで地域差の考察は必須である。結納の地域差については、紙面の関係上、別稿(竹下2018)に譲ることとしたい。

注

- 1) 1763年から1784年の21年間にわたって書いたと 言われている。
- 2)日本の律令は、ほぼ唐律令の規定を継承しているが、定婚解消事由については、唐制(唐令は不明。 判語や宋の制から推定)より大幅に緩和した可能性が強い(井上、関ほか 1993: 563)。
- 3) 魚の身をすりつぶして、小さく丸め、クチナシで 黄色に染め、たれ味噌で煮て、橘の枝にさした料 理。
- 4) 他界した年が正しく記録されているとするならば、武田信成(1394年他界)が小笠原宗長(1330年他界)よりも64年遅く亡くなっていることになる。早婚が多かった時代であるとはいえ、当時の平均寿命から考えて、信成が稀な長生きだったことになる。
- 5) 肴は昆布, 鯣, 塩, 鯛, 串鮑, 鰹などである(神 宮司庁 1896: 955)。
- 6) 江戸東京博物館, 常設展示「江戸町人の人生」。
- 7) 東海地方では、西三河地方の「トックリ」、高山地方の「(高山式) 樽入れ」、志摩地方の「(志摩式) 樽入れ」が特徴的である。詳しくは別稿(竹下 2018)

- をご参照いただきたい。
- 8) 永島藤三郎は、結納品商であるとともに、明治末期に、永島婚礼会という移動式神前結婚式を提供する組織を創設した人物でもある。ここに、ホテルや結婚式場で挙式をした後、披露宴を行う、今日の結婚式の形態の原型ができあがった(山田 2014)。
- 9) 東海地方の結納店28軒を対象に2016年8月から 11月にかけて実施したインタビュー調査による。 詳しくは, 竹下 (2018) をご参照いただきたい。 10) 同上。
- 11) 同上。結納開きや結納披露は、1980年代ごろまで行われていた。
- 12) 島根県と鳥取県にまたがる山陰文化圏においても、同様の慣習があった。
- 13) 1990年ごろから蛇の目傘を贈るケースは徐々に減少していった。

参考文献

- 愛知県史編さん委員会編, 2005, 『愛知県史 別編民俗 3 三河』愛知県
- 安城市史編集委員会編, 2003, 『新編 安城市史 9 資 料編 民俗』安城市
- 有住齋, 1896, 『類聚婚礼式』東陽堂.
- 伊勢貞丈, 1843 (序),『貞丈雑記』書写者および製作 者不明 (1993年復刻版, 故実叢書編集部編『改訂 増補 故実叢書 1 巻 貞丈雑記』明治図書出版).
- 井上光貞, 関晃, 土田直鎮, 青木和夫, 1993, 『日本 思想体系 3 律令』岩波書店.
- 岩下宣子監修,2012,『結婚準備オールガイド』新星 出版社.
- 上村正名,2008,「結納」金子幸子,黒田弘子,菅野 則子,義江明子編『日本女性史大辞典』吉川弘文 館,pp.754-755.
- 江馬務, 1971, 『結婚の歴史――日本における婚礼式 の形態と発展』雄山閣出版.
- 江馬務, 1976, 『江馬務著作集第7巻』中央公論社.
- 大垣さし源, 2016, 「結びドットコム」大垣さし源 HP (2016年9月15日取得, http://www.結び.com/yuinou). 太田武男, 1985, 『結納の研究』一粒社.
- 大輪育子監修, 2012, 『きちんとわかる結納と結婚の しきたり』日本文芸社.
- 落合恵美子, 2010, 『21世紀家族へ(第3版)』有斐 閣.
- 川嶋將生, 2008, 『室町文化論考――文化史のなかの 公武』法政大学出版局.
- 岸洗齋, 1768, 『家礼婚姻世継草 上』皇都書肆(1997年復刻版, 大空社).
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2010, 『第14回出生

- 動向基本調査。国立社会保障・人口問題研究所
- 司法省,1880,『全国民事慣例類集』(1989年復刻版,商事法務研究会)。
- 下開千春, 2001, 「現代女性の結婚式に対する意識と 実態」『ライフデザインレポート』2001年 5 月号: 4-24
- 主婦の友社,2001,『結納・結婚常識事典』主婦の友 社
- 島田勇雄,樋口元巳(校訂),1993,『大諸礼集1——小笠原流礼法伝書』平凡社.
- 白木屋, 2016, 「結納の歴史」白木屋 HP (2016年9 月15日取得, http://e-shirokva.com/ot_what_reki.html)
- 神宮司庁編, 1896, 『古事類苑 礼式部1』(1979年復 刻版, 『古事類苑 礼式部1』吉川弘文館).
- 全日空、2017、『翼の王国』全日空、
- 続群書類従完成会編,1976,『群書解題 第3巻』続群 書類従完成会
- 高梨公之, 1957, 『日本婚姻法論』有斐閣.
- 竹下修子,2018,「結納の地域差に関する社会学的研究――東海地方を中心として」『愛知学院大学人間文化研究所紀要』33 (2018年9月発行予定).
- 永島藤三郎、1918、『結婚式概要』永島藤三郎
- 野口定男, 1968, 『見合い・結納・結婚』大泉書店.
- 服部誠,2001,「尾張の嫁入り」愛知県史民族調査報告書4 津島・尾張西部編集委員会・愛知県史編さん専門委員会民俗部会編『愛知県史民族調査報告書4 津島・尾張西部』愛知県総務部県史編さん室,pp.208-235,
- 樋口元巳,1993,「解説」島田勇雄,樋口元巳(校訂) 『大諸礼集 2 — 小笠原流礼法伝書』平凡社, pp. 207-269.
- ブライダル総研, 2011, 「総研リサーチニュース」ブライダル総研 HP (2017年 5 月23 日取得, http:www.bridal-souken.net/research-news/2011/03/08-ea75.html).
- 牧健二,1948,『日本法制史概論完成版』弘文堂,
- 松尾深志,1974,「小笠原系図別本」塙保巳一編『続群書類従第5輯下——系図部』平文社,pp.107-114.
- 柳田國男,1933,「常民婚姻史料」『人情地理』1 (3-5) (1963年復刻版,『定本柳田國男集 第15巻』筑摩書 房)
- 山田慎也,2014,「結婚式場の成立と永島婚礼会」『国立歴史民俗博物館研究報告』183:209-230.
- 付記 本研究は、財団法人東海冠婚葬祭産業振興センターの調査研究助成による研究成果の一部である。